

真狩村ウインタースポーツ推進補助交付要綱

平成 31 年 3 月 15 日
教育委員会告示第 9 号

(趣 旨)

第 1 条 この要綱は、本村の児童生徒の冬季間の体力・健康の増進とともに、ウインタースポーツ（スキー、スノーボード等）の振興を図ることを目的とする。

(定 義)

第 2 条 この要綱において、次の号に掲げる用語の意義は、当該号の定めるところによる。

- (1) 児童生徒 本村の小学校、中学校に在籍するもの。
- (2) 保護者 親権者、監護人及び未成年後見人、その他当該児童生徒を養育しているもの。
- (3) 申請者 児童生徒の保護者であって、この要綱による補助金の交付を受けようとするもの。

(助成対象者)

第 3 条 助成の対象者は、前条第 1 項に規定する児童生徒とする。

- 2 前項の規定にかかわらず、村税等の滞納がある場合は、助成金を交付しない。

(補助金の額)

第 4 条 補助金の額は、児童生徒 1 人 1 枚あたり、近隣スキー場のリフトシーズン券（以下「シーズン券」という。）を購入した額の 1/4 以内とし、上限を 10,000 円とする。

- 2 紛失等によりシーズン券を再購入した場合は、対象としない。

(補助金の申請)

第 5 条 申請者は、真狩村ウインタースポーツ推進補助交付申請書兼請求書（別記様式第 1 号）に、シーズン券の写し及び購入金額を証明する書類の写しを添付し、村長に提出しなければならない。

(補助金の交付決定等)

第 6 条 村長は、前条の申請書が提出されたときは、その内容を審査し、適当と認めた場合は、真狩村ウインタースポーツ推進補助交付決定通知書（別記様

式第2号)により申請者に対して通知するものとする。

- 2 村長は、前項の審査の結果、助成が適当ではないと認めた場合は、真狩村ウインタースポーツ推進補助申請却下通知書(別記様式第3号)により申請者に対して通知するものとする。
- 3 村長は、第1項の規定により交付を決定した場合は、交付を決定した日から起算して30日以内に補助金を支払うものとする。

(補助金の返還)

第7条 村長は、申請者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消し、既に補助金が交付されているときは、当該補助金の全部又は一部を返還させることができる。

- (1) 偽りその他不正な手段により補助金の交付決定又は交付を受けたとき。
- (2) この要綱の規定に違反したとき。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、村長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。